

第14回 特許係争とは？

他社からの警告

他人の技術を意図的に真似したわけではなく、例え自社開発の新製品であっても、その製品が結果的に、他社の特許権に抵触することがあります。この場合、その製品を製造・販売することは、その他社の特許権を侵害することになります。他社の特許権の存在（他社の特許権が成立していること）を知らなかったという理由では、その特許権の侵害を免れることはできないのです。

このような状況である場合、この状況を知らないで製造・販売していたとしても、特許権者から、新製品の製造・販売が自社の特許権を侵害している旨を指摘する警告書が届きます。この警告書では、新製品の製造・販売の中止を求めると共に、製造・譲渡個数や販売先に関する情報の開示を求める内容となっていることでしょう。

警告に対する対応

警告に対する回答をしないで、製造・販売を続けていると、特許権侵害訴訟を提起され、判決によっては、製造・販売の停止及び損害賠償ということになりますので、弁理士に相談し、警告に対する対応（回答書の作成など）を依頼すべきです。

依頼を受けた弁理士は、まず、クライアントの行為が、本当に特許権を侵害しているのか否かの判断をします。その結果、侵害の可能性が大であれば、次に、その特許権の出願前から公開されていた技術を調査して、相手方の特許を無効するための証拠を探し出す努力をします。それでも、証拠が見出されなかったときは、設計変更の検討（少しの仕様変更で侵害を回避できることもあります。）や、特許権の実施許諾（相手方との交渉により、実施料の支払いが必要になる場合があります。）の申入れ等を検討することになります。

次回（第15回）は、「特許調査とは？」についてお話しをします。